

令和6年かすみがうら市教育委員会5月定例会 会議次第

日時 令和6年5月27日（月） 午前9時～
場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第16号 かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第17号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
- (3) 議案第18号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- (4) 議案第19号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について

【追加議題】

- (5) 議案第20号 かすみがうら市体育施設条例施行規則及びかすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について

5 その他

6 閉会

令和6年かすみがうら市教育委員会5月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和6年5月27日（月） 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時00分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一（教育長職務代理者）
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 加藤 洋 一
学校教育課長 斎藤 隆 男
生涯学習課長 乾 文 彦
スポーツ振興課長 由波 大 樹
生涯学習課副参事（兼）学校教育課副参事（兼）スポーツ振興課副参事 福島 真
教育指導室長 坂本 篤 也
歴史博物館長 千葉 隆 司
学校教育課 課長補佐 中村 基 紀（書記）
学校教育課 総務担当 永谷 恵（書記）
- 6 議題
 - （1）議案第16号 かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について
 - （2）議案第17号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - （3）議案第18号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - （4）議案第19号 議案に係る意見聴取について
・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について

【追加議題】

 - （5）議案第20号 かすみがうら市体育施設条例施行規則及びかすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について
- 7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和6年かすみがうら市教育委員会5月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました4月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき5～6月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 無いうでしたら、議事に入ります。
議案第16号「かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。
- 教育指導室長** それでは、説明させていただきます。
資料4ページ、議案第16号「かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について」です。かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。
5ページをご覧ください。かすみがうら市教育支援委員会条例施行規則(平成17年かすみがうら市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正します。第3条第4項に次の1号、「(5) 茨城県立特別支援学校に属する特別支援教育コーディネーター」を加えるものです。附則として、令和6年6月1日から施行するものです。新旧対照表については、以下のとおりとなります。
説明については以上となります。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第16号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教 育 指 導 室 長 6ページをご覧ください。議案第17号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」です。
かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めものです。
解嘱する者、委嘱する者、委嘱期間については、7ページをご覧ください。ここで資料の訂正をお願いいたします。1の解嘱者の任期について「令和6年7月1日から令和7年6月30日」となっていますが、正しくは「令和5年7月1日から令和6年6月30日」となりますので、訂正をお願いいたします。解嘱者及び委嘱者については、7ページのとおりととなっております。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第17号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生 涯 学 習 課 長 資料9ページをお願いします。議案第18号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、標記の件について、かすみがうら市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条第2項の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次の10ページをお願いします。解嘱及び委嘱の内容ですが、PTA連絡協議会総会において代表の改選が行われまして、これまで委嘱していました――氏を解嘱し、令和6年度の代表であります――氏を新たに委嘱しようとするものです。委嘱後の名簿につきましては、11ページに一覧を掲載しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第18号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。
次の議案に移る前にお諮りいたします。
議案第19号は、令和6年度補正予算（案）であり、市議会へ提出前です。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号を『非公開』といたします。

―――〔以下、非公開〕―――

議案第19号 議案に係る意見聴取について
・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について

―――〔以下、公開〕―――

教 育 長 以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題1件を追加したいとの申し出があります。
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

（異議なし）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。追加議題について、配布願います。

（資料配布）

教 育 長 それでは、議案第20号「かすみがうら市体育施設条例施行規則及びかすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局スポーツ振興課より、説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

それではただ今お配りしました、別冊の資料をご覧ください。こちらは5月21日の法令予備審査委員会で審査が完了しましたことに伴い、この度追加議案として提出させていただきました。

資料1ページをご覧ください。議案第20号「かすみがうら市体育施設条例施行規則及びかすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について」でございます。かすみがうら市体育施設条例施行規則及びかすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則につきまして、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正の理由につきましては、「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例」の一部改正に伴いまして、その影響を受ける適用施設の減免及び減額に関する施設使用許可申請書の一部を見直すもので、当課が所管します条例施行規則につきましても、併せて一部改正する内容となっております。

まず資料6ページから7ページをご覧ください。こちらはかすみがうら市体育施設条例施行規則の新旧対照表でございます。様式第1号の2の一部改正としまして、かすみがうら市体育施設条例施行規則第4条関係、施設使用料の減免及び減額を、いばらき公共予約システムから予約する場合の申請様式となっております。7ページの改正後の様式をご覧ください。

「(9) 社会教育法第20条の目的に合致する活動を行う団体が、その活動のために利用」という条文を追加し、併せて従前の(9)以降を繰り下げるものでございます。社会教育法第20条の目的に合致する活動としましては、公民館事業に関連する団体活動を指すものでございます。この条文を追加することによって、体育施設においても団体等からの申請により減免手続を行うことが出来るようになります。

次に12ページ及び13ページをご覧ください。こちらは千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則の様式となっております。先ほどの市体育施設条例施行規則一部改正と同様に、条文の追加及び繰り下げを行うものでございます。

なお、それぞれの改正につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第20号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

生涯学習課長 その他としまして、生涯学習課より令和7年二十歳の集いについて、ご報告させていただきたいと思います。

二十歳の集いにつきましては、従前より大字上佐谷地内の旧千代田公民館の敷地内にございます「千代田講堂」を会場として開催してまいりましたが、本年3月31日をもって「千代田講堂」が廃止となったことから、新たな実施場所として「下稲吉中学校 屋内運動場（新体育館）」において実施する運びとなっておりますので、ご報告いたします。

実施日は、「かすみがうら市二十歳の集い実施要綱」第3条の規定によって「成人の日の前日」となっていることから、令和7年1月12日(日)の午後1時からとし、「一部制」にて実施することとなりました。

実施についての電話問い合わせ等もあることから、すでに市ホームページに実施日時と会場を掲載いたしております。今後は、6月号の市広報誌に「実施日時」「会場」等を掲載して周知を図るとともに、併せて「実行委員」の募集を行うことで考えております。

新たな会場での実施となることから、今度、学校等と綿密に連絡調整を行った上で、実施方法の詳細をつめていきたいと思います。

報告は以上となります。

教 育 長 それでは、来年1月12日が二十歳の集いということで、よろしくお願いいたします。

その他はいかがでしょうか。

稲 生 委 員 新年度から2ヶ月たった学校の状況について、先ほど教育長から落ち着いた状況でスタートできたとお伺いしましたが、昨年度末に不登校の児童生徒が増加傾向にあるとお聞きしまして、大変心配しているところです。新年度から2ヶ月が経過して、不登校や登校を渋るようなお子さんについて、各学校で対応してくれているとは思いますが、月ごとに不登校の状

況報告が学校から上がってきていると思います。全部休んでいる子や、10日以上欠席している子、あるいは登校を渋って休みがちな子などもあるでしょうが、それに対して学校や教育委員会はどのような対応をしているのでしょうか。例えば家庭訪問をする、担任の先生一人に任せずに複数で対応する、また教育支援センターに連絡を取りながら、あるいはカウンセラーへ相談しながらなど、いろいろな対応をしてくれているかと思います。各学校の現状について、これくらいの人数の子が休んでいる、それに対して学校はこのように対応している、といったことを、私も把握しておきたいなと思っております。

学校からの報告は月末ですので、4月の報告はすでに教育委員会に上がっていて、5月の報告が6月の頭くらいには上がってくると思います。そのあたりの状況について、次回の教育委員会にお話しただければと思っております。

この問題は結果だけでなく、関わっていく途中の過程が大事ですので、学校だけでなく関連する施設にも協力を求めながら、不登校の児童生徒が増えないように対応できればと思います。人数等を今ご回答いただきたいということではなく、次回あたりに4月、5月の状況についてお話しただければなと思いますので、よろしくお願いします。

学校教育課長

大事なことだと思いますので、教育委員の皆様にもご承知いただくために、取りまとめてご報告させていただきたいと思います。こちらは随時、タイミングを見ながらご報告いたします。

稲生委員

今年度始まって2ヶ月たったところで、年度のスタートはやはり大事ですので、また5月6月はいろいろな悩みを抱えて不登校になってしまいやすい時期でもあります。学校が何もやっていないとは思っていないのですが、やはり頑張ってもらいたいと思います。無理に学校に連れてくるということではなく、色々な手段を使って、関わってほしいと思っています。先ほどもフリースクールの利用者が述べ12名ほどいるとお聞きしまして、そういう居場所があることは子ども達にとっていいことですので、教室に戻れるのがもっと良いのですが、すぐにはできないことから、そういった場所を作ることは良いことだと思います。

中島委員

よろしいでしょうか。長期に休んでしまっているお子さんの話が出ましたが、先生方も全国では1万人以上の方が体調を崩されてお休みされている状況のようです。教育委員会においては、子ども達も大事ですが、先生方へのケアもしなければならぬと思いますので、子ども達の状況とあわせて、先生達の状況というのも、何かあった際には情報の共有をしていただいて、どういう風にしていったらいいか考えていければと思います。

教育長

ありがとうございます。学校教育課長、いかがでしょうか。

学校教育課長

いろいろなお配慮、ご心配をありがとうございます。必ずしもゼロということではないのですが、それぞれの休みの状況や状態もあるかとは思いますが、教育長を含めた内部で適時協議しながら、教育委員の皆様にも開示できるものがありましたら、提示していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

よろしいでしょうか。

中 島 委 員 はい。

学 校 教 育 課 長 その他、なにかございますか。

 （「特になし」の声あり）

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
 次回の教育委員会6月定例会は、令和6年6月20日（木曜日）午前1
 0時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょ
 うか。

 （「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
 以上で、本日の教育委員会5月定例会を閉会いたします。
 お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時00分

- 10 議決事項 議案第16号について可決
 議案第17号について可決
 議案第18号について可決
 議案第19号について可決
 議案第20号について可決